

特定子ども子育て支援証の発行日以降の日付を記入してください。

請求日 令和3年〇月〇日

国分寺市長 殿

記入例

### 施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和3年4月～令和3年9月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。  
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1 申請者と認定子どもが、国分寺市内に居住していることを国分寺市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを国分寺市が対象施設に確認すること。

請求該当月に応じて記入して下さい。  
 例) 4月から9月分の場合  
 【4月1日～9月30日】となります。

対象施設に確認すること。

お子さんとの続柄をご記入下さい。

フリガナ	コクフンジ	〇〇	認定子どもとの続柄	生年月日	〇〇	年	〇	月	〇	日
氏名	国分寺	〇〇	印	現住所	国分寺市	〇〇	町	〇-〇-〇		

認定通知書記載の【種別】【認定番号】を記入して下さい。

#### 2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	0000000
生年月日	〇〇年〇〇月〇日	フリガナ	コクフンジ △△
令和3年4月1日～令和3年9月30日の間の住所		氏名	国分寺 △△
<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

請求期間にお引越しがあつた場合は、転入日・転出日を記入ください。

#### 3. 償還払いの振込先を記入して下さい

金融機関名	銀行・信用金庫	支店	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
〇〇〇	〇〇	出張所	口座番号	00000000
農協・信用組合			口座名義(カタカナ)	コクフンジ 〇〇〇

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、国分寺市指定の委任状を提出して下さい。

#### 4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ	〇〇ホイクエン	所在地	〒	185-〇〇〇
	施設名	〇〇保育園		東京都国分寺市	〇町
	契約している利用料※2	<input checked="" type="checkbox"/> 月額	25,000	円	<input type="checkbox"/> 日額
②	フリガナ		所在地	〒	
	施設名				
③	フリガナ		所在地	〒	
	施設名				
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額		円	<input type="checkbox"/> 日額

利用料の設定金額が月単位を超える場合（四半期・前期・後期等）は、当該利用料÷当該期間の月数で、月額該当利用料を出し、月額を記載と金額を記入して下さい。

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		〒
	施設・事業名	※利用した施設・事業が①から⑥の枠以上になる場合は、余白等をご利用して記入下さい。	
	契約している	月	□ 時間額 円
⑤	フリガナ		〒
	施設・事業名	所在地	電話：
	契約している利用料※2	□ 月額 円 □ 日額 円 □ 時間額 円	
⑥	フリガ	利用した認可外保育施設と事業の利用料の証明書類（施設からの領収証等）と、特定子ども・子育て支援提供証明書を全て添付してください。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も一緒に添付してください。	
	施設・事業名		
	契約している		

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し、□に数字を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の日数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

### 5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料） (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
請求額の出し方	<b>a</b> 円	<b>b</b> 円	<b>c=a+b</b> 円	<b>d</b> 円	<b>cとdで小さい方の金額</b>
例(第2号認定)	25,000 円	15,000 円	40,000 円	37,000 円	37,000 円
例(第3号認定)	25,000 円	15,000 円	40,000 円	42,000 円	40,000 円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の日数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額が異なります。  
 ・月途中で認定期間が終了する場合、  
 月額限度額 × 転出日までの日数 ÷ 当月の日数  
 または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000（42,000）円 × 転出日までの日数 ÷ 当月の日数  
 ・月途中で認定期間が開始される場合、  
 月額限度額 × 転入日までの日数 ÷ 当月の日数  
 または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000（42,000）円 × 転入日までの日数 ÷ 当月の日数

※認可外保育施設等が発行した領収証等を確認して、a・bに金額を記入します。cと該当認定上限額dを比較し小さい方の額を請求額欄に記入して下さい。

第2号認定上限額・・・月額37,000円

第3号認定上限額・・・月額42,000円